

## 2 禁止広告物（表示できない広告物）

屋外広告物は、美観風致を害し、公衆に危害を及ぼすおそれのないものでなければなりません。このため、次のような広告物は表示してはならないことになっています。

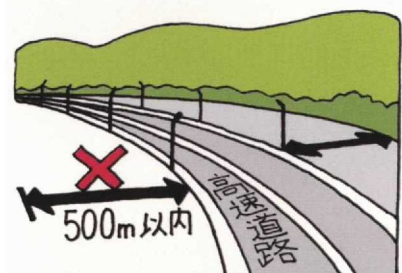
- 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したものの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



## 3 禁止地域（広告物を表示できない地域）

原則として、次の地域や場所には、広告物を表示してはならないことになっています。この他にも広告物を表示できない地域がありますので、具体的な地域や場所については、秋田市都市整備部都市計画課までご相談ください。

- ① 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域および風致地区
- ② 道路および鉄道等で、市長が指定する区間
- ③ 道路および鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- ④ その他市長が指定する地域など



\* 「市長が指定する地域」等の詳細については、秋田市都市整備部都市計画課までご相談ください。

## 4 禁止物件（広告物を表示できない物件）

原則として、次の物件には、広告物を表示してはならないことになっています。

- ①橋りょう、トンネル、高架構造物および分離帯
- ②石垣および擁壁の類
- ③街路樹および路傍樹ならびに保存樹
- ④信号機、道路標識、道路元標および里程標ならびに道路上のさくおよび駒止め
- ⑤電柱、街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの  
（指定以外のものでも、はり紙、はり札又は立看板を表示することはできません）
- ⑥消火栓、火災報知器および火の見やぐら
- ⑦郵便ポストおよび電話ボックスの類
- ⑧送電塔および送受信塔
- ⑨発電用風力設備
- ⑩煙突および石油タンク、ガスタンクその他のタンク類
- ⑪銅像および記念碑の類
- ⑫道路の路面
- ⑬景観重要建造物および景観重要樹木

